



Osaka Gakuin University Repository

Title	国境調整税（DBCFT）と国際租税戦略 Destination-Based Cash Flow Tax and International Tax Planning
Author(s)	村上 睦 (Mutsumi Murakami)
Citation	大阪学院大学 経済論集 (THE OSAKA GAKUIN REVIEW OF ECONOMICS), 第 32 巻第 1-2 号 : 107-128
Issue Date	2018.12.31
Resource Type	Note/ 研究ノート
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

国境調整税（DBCFT）と国際租税戦略

村上 睦

要 旨

米国において、トランプ政権の下、国境調整税の導入が大きな論議をよびおこしたが、この導入は見送られた。グローバル化の進展とともに、多国籍企業の利益移転が看過できないものとして、OECDやG20で二重非課税への対処策が講じられている。しかし、これらの有効性に対して疑義を呈し、国境調整税こそが国際租税戦略に立ち向かうことができると、Auerbach et al. (2017) は主張している。本論はこの主張を考察している。この税は法人所得税としての位置づけであるが、キャッシュフロー税であり、仕向地原則が採用されている。したがって、輸出には課税されず、輸入に課税がなされ、輸入額は国内で生じたコストとともに売上から控除される。国際租税戦略の主要なチャンネルとして、移転価格による利益移転、負債の利用による利益移転、無形資産を低税率国に立地させることによる利益移転が挙げられている。全世界で採用されるなら、移転価格の操作は税負担に意味をもたなくなる。また、負債を通じた利益移転も、国境を越えた貸付を輸出、借入を輸入とみなすことにより、プランニングの余地がなくなる。無形資産においても、国境を越えた利用は輸入とみなされ、ロイヤルティの支払いは課税対象となる。現行の租税システムで、控除可能であったものが逆転し、租税戦略が意味をなさなくなる。

米国で導入が検討されたように、もし、一国だけが導入すると、どのように

なるのか、非導入国は導入国への利益移転に見舞われ、課税ベースは浸食される。非導入国はそうしたプランニングへの対処に追われることとなるであろう。その結果、導入に至るのではないかとの見解が示されている。

キーワード：国境調整税（DBCFT）、キャッシュフロー税、仕向地原則、無形資産、
税源浸食と利益移転（BEPS）、移転価格問題

JEL分類番号：H25, H29.

はじめに

近年、多国籍企業による、課税ベースの浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting 略してBEPS）に対して、OECDやG20によって、これらを防止するプロジェクトが実施されている（BEPSプロジェクトと呼ばれている）¹。しかしながら、最近の研究の中では、これらの試みが、巧妙な租税回避戦略を創出するプランナーに対抗しうるものであるかについて、疑義を呈するものもみられる。その最先端は、国境調整税（Destination-Based Cash Flow Tax 略してDBCFT）を主唱したAlan J. Auerbachである。

トランプ政権の下、米国下院歳入委員会のブループリントにおいて提起された国境調整税（DBCFT）は大きな論議を呼び起こしたが、この導入は見送られ、トランプ減税の実施となった。その廃案後、提唱者であるAlan J. AuerbachがNational Tax Journalに寄稿している²。そこにおいては、多国籍企業の利益移転と政府間の租税競争に対する米国の問題意識の持続性に注目し、DBCFTの特徴やそのインパクト、履行上の問題点を研究することの重要性が説かれている。米国下院歳入委員会のブループリントにおいて提案されたDBCFTは多国籍企業に裁量の余地を残すものであったが、オリジナルの（純粋の）DBCFTは多国籍企業に課税ベースの国際移転を生じさせる余地のないものであることが強調されている。

現在、全世界の多国籍企業の租税戦略によってどの程度の税収が失われているのかを正確に測定することはできないが、ある実証研究によれば、OECD加盟国全体のGDP合計の1%にのぼるといふ³。また、他の研究では、グローバルな法人所得税の税収の4-10%が失われているといふ⁴。また、米国だけを見ても、多国籍企業が2012年に利益を2.8兆ドル海外に移転したとの試算もある⁵。

OECDとG20のBEPSプロジェクトは基本的に現在の国際課税システムを保

持しながら、多国籍企業の利益移転に対抗する手段を講じている。しかしながら、これらの基準と提案では利益移転を食い止めることはできず、それができるのはDBCFTであるというのがAuerbachの主張であり、それにもかかわらず、その点に注目が集まらなかったことに失望が示されている。

本論では、Auerbachの主張に沿って、DBCFTとはどのような税なのか、どのようにBEPSを防止することができるのか、一国のみで導入された時はどのようなことが生じるのかを中心に、タックスプランナーの活躍の余地に関する考察に焦点を当てていきたい。

1. DBCFTの概要

DBCFTは法人所得税であるが、その特質として、まず第1にキャッシュフローに課税するという点を挙げることができる。第2として、仕向地主義をとるという特色がある。これらの特徴は付加価値税に類似している。しかしながら、法人所得税であって、消費ごとに税を徴収するものではない。あくまでも、課税ベースの算出の基準となるものであり、課税は1年に1回である。

① キャッシュフローに課税

まず、キャッシュフローという特徴についてみていく。これは、資本財への支出も含んだすべての支出に対して、即時に控除を与え、生じた収入に対して課税を行うというものである。ミードレポートの用語をもちいると、キャッシュフロー法人税はRベース（実物）とR+Fベース（実物プラス金融）が挙げられる。

Rベースの下では金融資産や負債を含んだ取引は無視される。たとえば、受取利子は課税されないし、支払利子は控除されない。Rベースは製品・有形サービス・実物資産の売上からのインフローと原材料・製品・労働を含んだ

サービス・実物資産の購入のためのアウトフローとの差額に課税される。

R+Fベースにおいては、金融的なフローに対するキャッシュフロー課税として、自己資本への受け入れを除いたすべてのキャッシュインフローすなわち借入や貸付の返済金受取や受取利子は課税ベースに含まれ、すべてのキャッシュアウトフローすなわち貸付や借入の返済、利子の支払い（自社株買入、配当支払いは除く）は課税ベースの算出において控除される。実物に基づくすべてのネットのインフローのみならず、元金を含む借入に関する金融上のすべてのネットのインフローに適用される。

② 仕向地主義

次に、仕向地主義という性質についてみていきたい。DBCFTの下での支払税額はその国における財・サービスの売上からその国において生じた支払を差し引いたものに基づく。その結果、輸出は課税対象の収益には含まれないで、輸入が課税対象となる。この国境調整は本質的に付加価値税の下における財・サービスに対する基準と同様である。

税の算出のために関係する“仕向地”は直接の購入者の居住地であり、最終消費者のものではない。たとえば、米国の製造業者が鉄鋼をフランスの自動車製造業者に販売し、その鉄鋼は自動車を製造するために用いられ、その自動車は米国に売られるとする場合、米国が仕向地主義に基づいた課税をするなら、鉄鋼の販売に対しては課税をしないが、自動車の輸入には課税をすることになる。

しかしながら、最終的にDBCFTのインパクトがかかってくるのは最終消費者の所在する国である。その理由は、他国の企業への販売はDBCFTの下で無税となるので、それが誘因となる。もし売上が国内であったなら、その購入者に対して課税がなされるが、輸出であったなら、それらは課税されない。相対的に国際的に動かない何か（それを消費者と考える）をベースに法人所得課税

を考えるのが、DBCFTである。最終消費者への販売が生じる場所、すなわち最終消費者の所在地という固定した場所において課税をするということが、現在の国際課税の枠組みでは国際租税戦略に対抗する余地が限定されるという困難に立ち向かうことを可能とする。それ故、DBCFTの仕向地主義という構成要素は国際的タックスプランニングに対する強靱性の核心である。

③ DBCFTの適用例

表1において、簡単な例を示すことにより、この点を明らかにしたい。A国で製品を製造する企業を想定する。その企業はA国で、雇用を60、A国で生産した財の購入40を行うとする。また、A国内で150の販売、B国へ150の輸出をする。B国ではB国内でのコストゼロで消費者に150で販売するとする。売上は両国で300となり、企業グループの利益の合計は200である。A国におけるDBCFTの課税ベースは150から100を差し引いた50であり、B国におけるDBCFTの課税ベースは輸入価格である150となる。B国においては、150の売上のコストは150の輸入であり、利益に対する課税は無い。A国の税率は20%、B国の税率を30%とすると、その企業グループの税負担合計はA国で10、B国で45となる。

表1 DBCFTの適用例

	A国	B国	合計
税率	20%	30%	
労働コスト	60		60
その他コスト	40		40
売上	150	150	300
DBCFTの課税ベース	50	150	200
DBCFT納税額	10	45	55

2. DBCFTと国際的タックスプランニング —全世界がDBCFTを採用する場合

現行の租税体系の下で、最も重要な利益移転のチャンネルとして、次の3つをあげることができる。第1は移転価格の操作、第2は関連企業の融資を用いた負債の移転、第3は低税率国でロイヤルティやライセンス料を受け取るための無形資産の低税率国での立地である。これらの3つのチャンネルに対するDBCFTの強靱性を考察する。まず、DBCFTが全世界で採用されている場合を考察し、次に1国のみで採用されている場合を考察する。

ここでは、オリジナルの（純粋の）DBCFTの採用に焦点をあてる。歳入委員会のブループリントで提示されたものは考えない。何故なら、それは国際的タックスプランニングの機会を提供するからである。DBCFTの実施はその理想的な設計から乖離する割合に応じて、プランニング戦略に対する強靱性が失われていく。DBCFTの核心は、現行のシステムのもとでタックスプランニングの基礎となっているインセンティブをもたらないということであり、キーとなる特徴を組み込んだDBCFTの履行が求められるからである。

① 移転価格問題

移転価格の操作は多国籍企業にとって、重要な移転価格のチャンネルとして認識されている。国際貿易の大きな割合は多国籍企業内で行われている。それ故、価格操作に対する十分な余地がある。さらに、これらの実践に対する初歩的な対抗策は独立企業間価格の採用である。そして、それは概念的にも、実践上でも重要な弱点をかかえている。移転価格の悪用についての直接的な実証的証拠はそれ程多くはなかったが、最近の研究は多国籍企業によるこのルートを通じた重要な利益移転をみだしている⁶。事実、BEPSプロジェクトは移転価格問題に多くの焦点をあててきており、BEPS行動15の中で多く取り上げら

れるテーマとなっている。しかしながら、多くの論者はBEPSプロジェクトの結果からこれらの問題への解決への歩みはほとんどみられないと言っている。より一般的に言えば、BEPSプロジェクトの行動計画によってもたらされる変化は移転価格のすべての問題を排除することにはならないであろうということが明白になりそうである。

反対に、企業グループ内での価格操作を通じた利益移転はDBCFTによって、はばまれることとなる。これをみるために、企業Aによる同一多国籍企業の他の成員である企業Bに対する財の売上の効果を考えよう。両企業は異なる国に立地している。現在のしくみでは、AはBに対する財の売上に対する税を支払う。しかし、Bはそれ自体の活動へのインプットとしての財の購入は課税ベースから控除される。Aは課税され、Bは課税されない。したがって、Aの直面する税率の方がBよりも高い場合、多国籍企業はその財の価格を実際よりも低くするインセンティブをもつ。それにより、課税ベースを高税率国から低税率国へシフトさせる。反対に、Aが低税率国に立地し、Bが高税率国に立地していたなら、そのときは財の価格を高くするインセンティブをもつであろう。その方がグループ全体として税の負担が軽くなるからである。

DBCFTの下では、ことは全く異なる。Aは国内でその輸出に対して税に直面しない。Bはその輸入に対して税に直面する。しかし、Bがその輸入を財のコストとして組み入れるなら、インプットとして、Bの課税ベースから控除される。これら2つの効果は正確に相殺される。税目的と無関係に輸入の価格は決められる。

このキーポイントを例示する。多国籍企業の子会社が他国に立地する他の子会社から財100を輸入し、国内の第三者、たとえば、最終消費者か、関係のない会社か160という価格で販売したとする。両国ともDBCFTが導入されているとする。そのとき、輸出国において輸出に対する税はない。輸入国におけるその税は税率を25%とすると、輸入に対して25の税が課される。次に、輸入

企業の利益すなわち売上160から輸入100を差し引いた60に対して、25%の税が課され、15の税負担となる。輸入にかかる税を加えて、輸入国において支払う税の合計は40となる。160の売上に25%の税が課されたのと同じ負担になる。極端な例として、輸入価格が100でなく、ゼロであったとしても輸入時には課税されないが、利益が160となり、これに25%の税が課されるので、税負担は40となる。また、輸入価格が160であっても、輸入時に40の税が課され、利益はゼロであるので課税されず、税負担は40となる。移転価格がいくらであってもグループ全体の税負担は同一であることが示される。

② 負債の利用を通じた利益移転

現行法人所得課税制度の下では支払利子の控除が、高税率国から低税率国への利益移転のタックスプランニング技術として用いられており、多国籍企業の関連企業や第三者の利用がなされている。たとえば、多国籍企業が2つの子会社をもっているとする。1つは高税率国に、他方は低税率国に立地しているとする。低税率国の子会社はその事業のために資金調達が必要になったとき、直接国内の第三者である銀行から借りるかわりに、高税率国の姉妹会社から自己資本の供給（増資）を受ける。高税率国の姉妹会社は低税率国の姉妹会社への出資に必要な資金を高税率国の銀行から借り入れる。銀行に支払われる利子は高税率国の姉妹会社の利益から控除される。低税率国の利益からではない。これらによるベネフィットは多国籍企業全体としてみたときに生じる。

国々はこのチャネルを通じた利益移転と戦う方法を探し求めてきた。過少資本税制、移転価格税制、源泉徴収税などであり、それぞれ、程度の差はあれ、成功をおさめてきた。BEPS行動指針4の下で提案されている利子制限のルールは、参加国によって採用されるとしても負債の移転を通じたタックスプランニングを排除することはないだろう⁷。利子支払いの大部分は控除可能で残るからである。さらに、利子を限定するルールはそれ自身歪みをつくりだす。

それらと対照的に、DBCFTはこのチャンネルを通じた利益移転を追加的な歪みをつくりだすことなしに排除しうる。Rベースのキャッシュフロー税の下でこれは明白となった。すなわち、利子支払いに対して、税の恩典はないし、受け取った利子に対して、税が課されることもない。それ故、負債の移転というチャンネルは存在しないのである。

R+Fベースが採用されたとしても、仕向地原則の下では、負債の移転に対するインセンティブはない。R+Fベースはすべての資金のインフロー（借入、貸出の返済金、受取利子が含まれる）に対して課税し、すべての資金のアウトフロー（貸出、借入の返済、支払利子が含まれる）に対しては控除がなされる。銀行は企業に貸出をしたとき税の免除を受け、それに対応する借入をしたとき同率で課税される。企業による利子支払いは税の減免を受ける。しかし、また、それを受け入れる銀行に課税がなされる。国内で生じる貸出と借入についてはこれらの税の効果は差し引きゼロである。

貸出が国境を越えてなされるとき、貸出は輸出に、借入は輸入に類似している。仕向地原則によるアプローチの下では、銀行による貸付は輸出と取り扱われ、これ故、オリジナルの貸付も、その返済も利子の受け取りも貸し出した国では課税の対象とはならない。原則として、貸付と関係する資金のフローすべては仕向地国で課税がなされる。仕向地国において貸し出しや借入の返済や利子支払いなどを含んだ取引がなされたとき、控除される。

しかしながら、純粋に国内の課税された企業間での資金の流れにおいては税は差し引きゼロとなる。RプラスFベースは課税される企業が非課税企業に貸付を行った場合のみ差し引きで税収が生じる。これ故、課税団体の間での取引に対してはRベースのアプローチが国境を越える取引においても用いられることが主張された。非課税主体との取引にのみRプラスFベースが適用される必要がある。

③ 低税率国への無形資産（知的財産）の立地

多国籍企業にとっても、経済全体にとっても、知的財産（無形資産）は益々重要になっている。タックスプランニングにおいて、実物の要素より、無形資産は立地、再立地が容易であり、メリットがある。現在の租税戦略の際立った要素となっている。

OECDにおけるBEPSプロジェクトではその出発点において、現行の法人税の構造が、重要なリスクの配分もしくは価格の付け難い無形資産を有利な税制によってベネフィットを受ける低税率国に配分することを許容するということに焦点をあてている。

実証研究においては、価値ある無形資産の立地は低税率地域に向かう歪みを確認している⁸。現存のシステムの下で、ひとたび、極めて価値のある無形資産が低税率国に立地する多国籍企業グループの企業に所有されると、高税率国に立地する同一グループ内の関連企業は無形資産の所有者であるグループ企業にそれらの利用の見返りとしてロイヤルティやライセンス料を支払う。これらの支払は高税率で控除を受け、低税率でその受取に課税がなされる。

移転価格税制がこのチャンネルを通じた利益移転に基本的には対応している。しかしながら、無形資産への対応には困難が多い。BEPS行動8は評価困難な無形資産に関する移転価格ルール of 改善を探し求めている⁹。このことは、BEPSによっては解決できない論点の最たるものとして論者に批判されている分野の一つである。国々は他の対抗策を個々に、また、協調してもとることができる。BEPS行動5は協調的な行動をもたらすが、狭い範囲でしかないといえる¹⁰。この利益移転チャンネルはBEPS以後の税制に存在するトラブルであり続けるであろうことは疑いの余地はない。

このチャンネルもまた、DBCFTによって排除されうる。その理由は移転価格の問題がなくなると論じたことと同様である。無形資産を利用する権利の売買は、財・サービスの売買と同じように取り扱われるであろう。無形資産の利用

は財の購入と同じく輸入として取り扱われ、その対価としてのロイヤルティやライセンス料の支払はそこで課税がなされる。

高税率国に立地するAが低税率国に立地するBからライセンスを獲得すると、Bは輸出であるので、Bに対する税はない。Aに対する税負担は生じることが、輸入はコストとして控除しうる。海外で所有されている無形資産の利用権のAによる購入100を輸入と再解釈し、移転価格を考察したときの数値例を用いる。Aは他のコストを生じさせないと仮定し、Aは消費者に160で販売するとする。無形資産の利用権100に対して、Aは税率25%が課され、税25を支払う。法人所得は160から100を差し引いた60になり、それに対して税率25%が課され、税15を支払い、税負担の合計は40となる。もしも、無形資産の利用に対して、160を支払ったとすると、購入時に160の25%の40を納税するが、法人所得は売上160から無形資産の利用権の購入160が控除され、ゼロとなり、税負担の合計は40である。また、無形資産の利用権に対しての支払がゼロであったとすると、法人所得は160となり、税負担合計は同じく40である。無形資産の利用権の価格がいくらであろうと、税負担の合計に変わりはない。これは低税率国に立地するBに無形資産を所有させ、高税率国に立地するAがロイヤルティやライセンス料をBにいかように支払おうとも、それぞれの国における企業の税負担を変えるものではないということを示している。

3. DBCFTと国際租税戦略

－ 1国のみがDBCFTを導入する場合

DBCFTの一国での採用は現在行われているタックスプランニングの機会をとりさるであろうが、その時、採用国以外の世界に損害を与えるように運営されることとなるであろう。国際租税プランニングは原産地主義課税の法定税率の違いを利用して行われる。すべての国がDBCFTを採用するなら、税率の違

い、それ故それに依存した国際租税プランニングに対する機会がゼロとなる。しかしながら、一国が導入し、他の国での税率が変わらないのなら、非採用国から採用国へ利益を移転させるインセンティブが生じ、国際租税プランニングに対するインセンティブは明白に増加する。

① 移転価格問題

X国がDBCFTを採用し、Y国は原産地主義にとどまるなら、移転価格の操作はX国ではなく、Y国に損害を与えるように設定される。国境をまたぐ企業内取引はX国における課税ベースに表れることはない。しかし、国境をまたぐ企業内取引に対して用いられた価格はDBCFT非採用国Y国における課税ベースには尚、影響を与える。

その企業グループの成員がY国からX国へ輸出していたのなら、より低い価格へのインセンティブがあるであろう。X国からY国へ輸出をしているなら、より高い価格へのインセンティブがあるであろう。これらのインセンティブは両国の税率がどのようであっても生じる。厳密にはY国の税率がプラスである限り生じるし、非採用国Yの税率がより高ければ、インセンティブはより大きくなる。

X国に立地する企業グループの成員は160でY国の消費者へ販売するため、Y国に立地する同一グループの成員に財を輸出するとする。税率は両国とも25%とする。このケースにおいて、両国とも仕向地主義を採用するなら、移転価格問題は生じない。X国のみDBCFTが導入されると、X国においてはX国からの輸出には課税されない。それ故、X国に立地する企業はその輸出において設定される価格に関してはどのような価格であっても、同じである。しかしながら、企業内価格はY国に所在する企業の税負担にとって重要である。輸入価格が100に設定されると、利益は60で、税負担は15となる。価格がゼロに設定されるなら、利益は160となり、税負担は40となる。輸入価格が160である

と、利益はゼロで、税負担もゼロである。Y国における原産地主義の税率が厳密にプラスである限り、企業グループはX国からY国への価格を過大に設定するインセンティブをもち、このインセンティブはY国における税率がより高ければより大きくなるであろう。

同様の条件で、非採用国Y国の成員が採用国Xの成員に輸出をした場合、移転価格はX国においては税負担とかかわりをもたない。X国の成員は輸入に対して税を支払い、輸入金額と同額がコストとして控除される。160の売上に対して、移転価格がいくらであっても40の税負担となる。たとえば移転価格が100の場合、輸入に対して、25課税されるが、利益は60となり、税負担は15であり、税負担合計は40である。これは移転価格がいくらになっても同様である。しかし、非採用国Yにおいては、移転価格が100の場合、税負担は25であり、移転価格がゼロの場合、税負担はゼロであり、移転価格が160の場合、税負担は40である。非採用国においては輸出に対して税負担を減少させるために、輸出価格を過少にするインセンティブが明白に存在するであろう。

② 負債の利用を通じた利益移転

X国がDBCFTを導入し、Y国は原産地主義に留まっている場合について考察する。最初に、X国はRベースのキャッシュフロー税を導入する場合を取り上げる。その時、Y国の貸し手からX国の企業が借入を行うとき、支払利子に対して控除を受けることはない。Y国が受取利子に対して課税を続けている限り、Y国の税率で税負担が生じる。X国において借入によってX国から利益をシフトさせる機会はない。他方、X国の貸し手からY国の企業に対する貸付において、X国での受取利子はX国において課税対象とはならない。しかし、支払利子はY国において控除される。Y国からX国への利益移転のチャンネルとなる。Rベースのキャッシュフロー税の一国での採用は他の国への貸出において、採用国を非常に有利な場所とすることになり、現在のタックスヘイブンや

低税率国のケースと類似したものとする。

次にX国が仕向地原則のRプラスFベースのキャッシュフロー税を導入する場合を取り上げる。X国の企業は企業内負債を通じてY国のグループ企業に利益移転を行うことができない。RプラスFベースの下でも、X国の企業からY国の企業への利子支払いは受取（借入）に対する課税によって相殺されるため、控除を受けることにはならない。前述した通り、課税される団体の間での国内金融取引の取り扱いと同じである。しかし、Y国において受取られる利子はY国における課税システムの下で一般的に課税される。他方、X国の企業からの貸付は非課税の輸出となり、X国における利子の受取に対して税はかからない。支払利子はY国においては規則通り控除を受ける。

一国のみでのDBCFTの採用は非採用国の企業に企業内負債を通じて採用国への利益移転を行うインセンティブを増加させる。非採用国の企業によって支払われた利子はそれらの国々で租税回避防止ルールの下で控除されるが、採用国においては課税されない。DBCFTの採用国は非採用国にとって、負債移転問題での悩みの種となり、潜在的に重要かつ反対のスピルオーバー効果をもたらす。

③ 低税率国への無形資産（知的財産）の立地

無形資産の戦略的な立地についても同様の分析が適用される。現行のシステムの下では、企業が無形資産を低税率国に立地させ、ロイヤルティやライセンス料を高税率国から支払うインセンティブが存在する。しかし前述の通り、DBCFT採用国においては税率がいくら高くても、このインセンティブは生じない。DBCFT採用国における無形資産の利用は輸入と扱われ、ロイヤルティやライセンス料の支払いに対して税負担が生じることとなるからである。輸入として、税負担は生じるが、その輸入とみなされる購入はコストとなり、控除の対象となる。

他の原産地主義課税の国々は無形資産をDBCFT採用国に立地させるインセンティブを持つ。無形資産がDBCFT採用国で所有されており、非採用国Y国の企業がそれを使用する権利のためにロイヤルティもしくはライセンス料を支払うとすると、それはDBCFT採用国からの輸出を示し、そこでは課税がなされない。しかしながら、非採用国Yでは支払は控除をうけることができるため、無形資産の使用に対する対価が高ければ高いほど、控除は大きくなる。

4. 他の考慮すべき論点

DBCFTの下でのプランニング可能性を推察する際に生じる問題点が他にもある。

① 他のプランニング戦略

企業の居住地の概念についての圧力は、現行のシステムよりDBCFTにおける方が少ない。課税ベースは基本的に国内の売上から国内の費用を差し引いたものである。売上と費用を確認するために企業の居住地が要求されることはない。企業の居住地に関係なく、売上は消費者の存在する国において課税される。費用についてはその支払者の立地している国の中で許される。企業の居住地には関係ない。DBCFTの下では、企業の課税上の居住地を動かすことによって、課税上の有利さを得ることはない。インバージョンや同様の租税戦略は意味をもたなくなる。

DBCFTはまた、非居住者に対する資本利得の発生に対する課税に関する戦略を取り去る。資本利得の実現に伴い、いくつもの媒介企業を通じて、元々の資産の立地していた国よりもむしろ、低税率国で利益を実現させるというプランニングは意味をなさなくなる。DBCFTは消費者の存在する国が課税をするという消費アプローチをとるので、企業レベルでのキャピタルゲインへの課税

に対する明白な合理性をもたない。

② 付加価値税からの教訓

DBCFTの詳細は、仕向地原則の下で、同率で労働に対する助成金の入る広いベースの付加価値税と同一のものと解される（DBCFTの課税ベースは付加価値から労働費用を差し引いたものである）。DBCFTには実践的な経験はないが、付加価値税に伴う経験から問題点を見出すことができる。

いくつかの国際的な問題が付加価値税の下で生じており、これはまた、DBCFTの下でも起こりえる。各ケースにおいて、最終消費者への国内の売上を輸出と偽装するというインセンティブが見いだされる。他の付加価値税の詐欺の形はDBCFTにとってそれほど重要ではない。何故なら、それらは付加価値税の収入の頻度を反映したスピードの要素をもっているからである。DBCFTは所得課税として、1年間のベースで執行されるので、同じやり方ではない。たとえば、付加価値税の下での取引詐欺の見逃しは、請求権と払い戻しを回転させ、素早く消えてしまうという手口に対してである。DBCFTの下で、賃金の控除可能性は詐欺的な払戻しの請求権に対する手段をつくりだすことができ、想像力ある詐欺考案者の活躍に拍車をかけることになる懸念がある。あからさまな詐欺や租税回避の問題に対して、さらなる注意が必要とされる。しかしながら、これらは施行上の問題であり、ここでの関心事はその税のコアとなるデザインの特徴に関係したプランニングの機会である。

付加価値税の経験はDBCFTの設計と実行の重要な様相に対する直接の適用可能性を示している。売上の仕向地主義の定義は直截的に、財や有形のサービスであり、無形のサービスではない。OECDのVAT/GST（付加価値税）のガイドラインはDBCFTの下での争点に言及するための出発点となっている。

③売上に基づいた定式配賦との比較

現行のシステムに対するラディカルな代替案の中で、定式配賦の提案がある。そのようなスキームは、仕向地原則により定義された売上によって利益を国々の間に配分するであろう。これは米国における州の法人所得税の経験から導かれたものと思われる。

しかし、それはプランニングの可能性を創り出す。高収益企業Hは高税率の自国で最終消費者に販売せず、低税率国の低収益卸売企業Lへ独立企業間価格で売り渡す。Lは高税率国の消費者に販売し、高税率に直面する。しかし、Hが直接自国で消費者に販売した時の税負担よりもLを介在させることで税負担は小さくなる。DBCFTの下ではこのようなことは生じない。最終販売者の利益の割合ではなく、仕向地の最終の国への輸入のすべての価値がその国において課税対象となる。

おわりに

よくデザインされたDBCFTであっても、租税回避やプランニングの機会を伴うであろう。これらのいくつかは伝統的な所得課税、もしくは消費課税の下と同じである。たとえば、国内の売上を隠すことによる租税回避のインセンティブが生じる。DBCFTに従う主体と従わない主体、金融機関とそれ以外の機関のあいだに線引きがなされなければならない。不完全にデザインされたDBCFTはプランニングの機会をより広げてしまう。うまくデザインされたDBCFTは、すべての国で採用されるなら、現在のシステムとりわけ、独立企業間価格の難しさに対して、国際租税戦略を行う機会を取り去ることになる。

輸入は広く財・サービスの購入のみならず、利子やロイヤルティやライセンス料の支払も含んだものより広く解釈される。現行ではそれらを受け取った国によって課税され、支払われた国において控除される。仕向地原則が全世界

で導入されると、これらの支払は受取国では課税されないし、支払国でも控除されない。タックスプランニングの機会は消滅する。

もしも、一部のグループの国々の間で、DBCFTが採用されたなら、反対に、利益移転の機会とインセンティブは驚異的に増加する。DBCFT採用国は利益移転の恩恵を明白に受けることとなる。一部の国の採用からの効果の度合いを測ることは難しい。すでに、多国籍企業は低税率国への利益移転を行う多くの機会を持っている。そのインパクトはそれぞれの状況に依存する。たとえば、採用国が大国で、始めは高税率国であると、その効果は大きいであろう。いずれのケースにおいても起こりうることは、非採用国が利益移転を制限する手段である過少資本税制や源泉税その他の仕組みを強化する圧力が増加することである。

最も直接的な反応は非採用国の手中にあるが、採用国においても外国の課税ベースを人工的な取引や価格設定による毀損から守りたいと願うだろう。

OECD-G20のBEPSプロジェクトの下での最低基準である情報交換は一国、一国と受け入れられているが、これはDBCFT採用国にとって、直接的なベネフィットはほとんど生じない。しかし、移転価格問題を重視する非採用国にとっては有益でありうる。しかしながら、たとえ、十分な反応が形作られるとしても、非採用国にとって、逆方向のインパクトが大きくなり、DBCFT採用の方向に向かわざるを得ないのではないだろうか。

これは一国のみが採用することに関する重要な関心事である。

注

1. 多国籍企業がその活動実態と各国の税制との間のずれを利用し、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題を課税ベースの浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting 略してBEPS）とよび、OECDがそれに対応するために2012年にプロジェクトを立ち上げた。先進国のみならず、利害を共有するG20もまきこみ、その要請により策定された15項目のBEPS行動計画に沿って、BEPSへの対応策が議論され、2015年に

最終報告書がまとめられた。各国はそれに沿って、対応を検討している。

2. Auerbach, A. J., M. P. Devereux, M. Keen, and J. Vella (2017) "International Tax Planning under The Destination-Based Cash Flow Tax," *National Tax Journal* 70(4), pp.783-802.
3. Auerbach, et al., op.cit., p.784参照。
4. Auerbach, et al., op.cit., p.784参照。
5. Auerbach, et al., op.cit., p.784参照。
6. Auerbach, et al., op.cit., p.788参照。
7. Auerbach, et al., op.cit., p.790参照。

BEPS 行動計画 4 は、事業体の利子および経済的に利子に相当する支払いに係る純控除を利払い前、税引き前、減価償却およびアモティゼーション前収益 (EBITDA) の一定比率に制限する固定比率ルールを勧告した。

8. Auerbach, et al., op.cit., p.791参照。
9. Auerbach, et al., op.cit., p.792参照。

BEPS 行動計画 8 は、法的に無形資産の所有権を保有しているだけとか、無形資産の形成に資金を提供しただけでは、無形資産を活用して得られた収益の分配を得ることはできないことを明確にした。また、評価困難な無形資産について、将来収益の現在価値合計で評価しようという考えが示されている。

10. Auerbach, et al., op.cit., p.792参照。

BEPS 行動計画 5 は特許等の知的財産から得られる所得に対して通常の法人税よりも低い税率を適用する国があり、これが他国の税源を奪っているかどうかを検討し、奪っているということになると、有害な税制ということになり、これへの対抗を考えるというものである。

参考文献

- ・ Auerbach, A. J., M. P. Devereux, M. Keen, and J. Vella (2017) "International Tax Planning under The Destination-Based Cash Flow Tax," *National Tax Journal* 70(4).
- ・ 鈴木将覚 (2017) 「法人税の「国境調整」とは何か」『租税研究』第814号 日本租税研究協会。
- ・ 日本租税研究協会 (2016) 『BEPSプロジェクト2015年最終報告書 行動3, 4, 8-10, 14』日本租税研究協会。
- ・ 日本租税研究協会 (2015) 「BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクト等の国際的な取組み及びわが国の対応」『税制改革と国際課税 (BEPS) への取組 - 第67回租税研究大会記録 2015』日本租税研究協会。
- ・ 居波邦泰 (2014) 『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応—国際的な課税権の確保と

税源浸食への対応－国際的二重非課税に係る国際課税原則の再考』中央経済社。

- ・村上 陸（2014）「法人所得課税と立地戦略－マーリーズ・レビューの提案を中心に」大阪学院大学経済論集第28巻第1号。

Destination-Based Cash Flow Tax and International Tax Planning

Mutsumi Murakami

ABSTRACT

Auerbach et al. (2017) considered the implications of the Destination-Based Cash Flow Tax (DBCFT) for three common ways of shifting taxable profits between countries: through manipulation of transfer prices, the use of debt, and locating intangible assets in low taxed jurisdictions. The cash flow and the destination components of DBCFT effectively eliminate profit shifting through those three channels, if adopted universally, well-designed and implemented.

If adopted unilaterally, there would be incentives to shift profit to the adopting country, at the expense of non-adopting countries.

Keywords : Destination-Based Cash Flow Tax (DBCFT); cash flow tax; destination-based; transfer prices; intangible assets; Base Erosion and Profit Shifting.

JEL Classification Numbers : H25; H29.